

5. こども育成部

整理番号 NO38

部 こども育成部

課 子育て支援課

事業名 子ども交流センター運営補助

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成 16 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

あらかじめ算定された補助基準額と純支出額を比較して少ない額の 2/3

交付先名称 特定非営利法人 Hセンター

交付件数 1 件

補助の目的

大田区区民活動支援施設内に設置する子ども交流センターにおける児童館事業等を実施する団体に対し、その事業費の一部を補助することにより当該事業を円滑に推進し、もって地域の子育て支援を図り児童の健全育成に寄与することを目的とする。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額		16,717	16,757
予算現額		16,717	
実績		15,229	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

子ども交流センター活動事業費補助要綱

見直しの状況

平成 16 年度スタートのため、なし。

### 【監査の結果】

自主事業（加算分）について、17年10月13日付“子ども交流センター活動事業費補助金交付額確定通知書”によれば、要補助額1,500,000円とされているが、Hセンター作成の“子ども交流センター活動事業費決算（又は見込）書抄本（自主事業）”によると、次のとおり要補助額は、1,000,000円となり、過剰な執行になっている。

（単位：円）

対象経費			補助基準額	補助基本額（とを比較して少ない額）	要補助額（の2/3）
実支出額	収入額	差引額（ - ）			
2,250,000	750,000	1,500,000	2,250,000	1,500,000	1,000,000

補助金の額を決定するための実支出額の申告が不正確である。Hセンターは、委託事業である学童保育室業務と補助事業である子ども交流センター活動事業双方を実施しているが、事業毎の経費把握が十分でないため補助対象経費の実支出額の申告が正確でなく、補助金が事業実態を反映されない形で決定されている。実支出額の申告を適切にするよう指導されたい。

### 【意見】

要補助額算出に当たり、予算（又は見込）書抄本（自主事業）の区分に従い、法人会計繰入金を収入額に算入しているが、本補助金算出に当たっては収入に算入しない考え方もある。法人会計繰入金の扱いを明確にする指導されたい。

子ども交流センター活動事業費決算（又は見込）書抄本の下部に子ども交流センター活動事業費歳入歳出予算（又は見込）書の抄本であるとの記載がある。また、補助金概算払精算内訳書2自主事業の戻入額の算出過程の指示が不十分であるなど様式が不備な帳票があるので整備されたい。

整理番号 NO39

部 こども育成部

課 保育サービス課

事業名 保育室運営費事業補助金

費目 福祉費 児童福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 49 年度

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
運営費	毎月初日に在籍する児童一人につき“区市町村の保育室運営事業に対する都費補助要綱”に定める額に別表2に定める額を加算した額とし毎月交付する。
施設整備費	児童定員1人につき別表2に定める額を4月に交付する。
緊急運営費	別表2に定める額を4月に交付する。
欠員対策費	4月から9月までの各月における初日在籍児童数が定員と比較して少ない場合にこの差を欠員数とし、各月の欠員数に別表2に定める額を乗じて求めた金額を当該各月に交付する。
冷房費	7月から9月までの各月における初日在籍児童数に別表2に定める額を乗じて求めた金額を当該各月に交付する。

交付先名称

前年度の3月31日現在に保育室を運営していた、保育室運営基準に合致した保育室

交付件数 8件

補助の目的

要保育乳幼児が認可外保育施設に入所を余儀なくされている現状にかんがみ、かかる乳幼児に適切な保護を加えるため、これら認可外保育施設を保育室として指定し、補助を行うことにより児童福祉の増進を図るものとする。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	152,960	123,602	87,175

予算現額	152,960	116,050	
実績	121,907	116,050	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区保育室補助要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

要保育乳幼児が、認可保育室に入所を余儀なくされる状況が今後も続くことが予想されるため、そうした乳幼児が適切な保護を受けられるよう、これら保育室に対し区が補助を行い、更なる保育内容の充実を図る必要があるため。

但し、都は保育室の新設を認めず、都、区とも認証保育所への移行を進めている。

**【監査の結果】**

特になし

**【意見】**

保育に欠ける要件を確認する資料である、「就労証明書」及び「状況報告書」の提出が徹底されていない。大田区保育室補助要綱にはこれらの書類の提出については触れられていないが、保育受託届けの添付書類として位置づけられ、届出書に添付の旨が記載されている。大田区保育室補助要綱等で提出を義務付けて徹底し、保育室入所要件の確実な点検を行うことが望まれる。

整理番号 NO40

部 こども育成部

課 保育サービス課

事業名 家庭福祉員運営費補助

費目 福祉費 児童福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和49年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
運営費	毎月初日に在籍する児童一人につき月額 83,600 円( 月途中 11 日 55,733、21 日 27,866 円 )
施設整備費	家庭福祉員 1 施設、年額 154,500 円
緊急運営費	別表 2 に定める額を 4 月に交付する。
欠員対策費	4 月から 9 月までの各月における初日児童数が取扱定員に満たない場合に欠員 1 名に対して月額 20,300 円
暖房費	家庭福祉員 1 施設につき月額 5280 円を 11 月から 3 月まで
冷房費	家庭福祉員 1 施設につき月額 2,880 円を 7 月から 9 月まで
被服費	家庭福祉員および登録補助者に一人につき年額 10,675 円
緊急運営費	家庭福祉員および登録補助者に一人につき年額 100,000 円、6 月、12 月に 50,000 円
土曜保育補助	土曜日の受託 1 日につき児童数にかかわらず 3,060 円
健康診断費	家庭福祉員、登録補助者一人につき年額 4880 円

3 人を超える場合は 1.5 倍

交付先名称 実施要綱に基づき区長が認定した家庭福祉員

件数 25 件

#### 補助の目的

十分な保育施設がない地域において家庭福祉員を設けて児童の保育に熱意と経験を有するものに児童の保育の受託を勧奨することにより児童福祉の向上を図るとともに女性の社会活動への参加を促進することを目的とする。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	85,193	81,361	81,361
予算現額	85,193	80,633	
実績	69,647	72,849	

負担割合 (国：都：区) 0：40：60

### 交付要綱名称

大田区家庭福祉員制度実施要綱  
家庭福祉員補助要綱

### 見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無  
理由

保育園の入所を希望しているが入園できない待機児を対象として、家庭福祉員の自宅で保育する役割が必要とされている。

また乳児一人当たりのコストは、認可保育園に比して低いことから経済面の評価ができる。

### 【監査の結果】

特になし

### 【意見】

保育サービス課から、家庭福祉員が毎年度提出する実績報告書の中身のチェックを行っていない旨の報告を受けた。実績報告書は、収支計算の未済および記入の不完全など不備なものも散見された。確実な実績報告書の提出を指導し、かつ金額の中身について重点項目を設けて審査すべきである。

家庭福祉員が毎年度提出する実績報告書には、支出／収入割合を記入する欄があるが、未記入であり活用されていない。

平成 16 年度の家庭福祉員の収支状況は以下のとおりであった。

(単位：円)

家庭福祉員	収入	支出	収支差額	支出／収入
A	4,135,788	3,026,708	1,109,080	73.2%
B	2,898,541	1,154,806	1,743,735	39.8%

C	2,798,145	910,400	1,887,745	32.5%
D	3,645,974	2,354,477	1,291,497	64.6%
E	3,438,594	801,354	2,637,240	23.3%
F	2,549,583	392,927	2,156,656	15.4%
G	3,425,047	1,844,855	1,580,192	53.9%
H	2,512,615	2,376,460	136,155	94.5%
I	3,792,107	2,211,586	1,580,521	58.3%
J	3,780,095	2,099,569	1,680,526	55.5%
K	3,901,008	1,476,472	2,424,536	37.8%
L	2,421,961	1,315,100	1,106,861	54.3%
M	3,304,120	1,340,363	1,963,757	40.6%
N	2,982,813	3,611,696	-628,883	121.1%
O	3,249,851	1,711,933	1,537,918	52.7%
P	2,948,095	1,494,322	1,453,773	50.7%
Q	2,766,240	1,088,733	1,677,507	39.4%
R	2,842,157	1,159,415	1,682,742	40.8%
S	3,006,188	2,565,604	440,584	85.3%
T	3,086,620	981,080	2,105,540	31.8%
U	3,912,905	1,988,921	1,923,984	50.8%
V	4,038,821	931,281	3,107,540	23.1%
W	4,433,094	2,873,511	1,559,583	64.8%
X	3,703,739	679,677	3,024,062	81.7%

以上の内容より、支出／収入の割合は家庭福祉員によって 15.4%～121.1%と大きく差があり、収支から見ると補助金の使用に差があり、その結果、数値上の観点からではあるが、均一なサービスが提供されているとは捉えがたい。支出／収入の割合については、何らかの基準を設けて指導すべきと考えられる。それとともに、領収書の添付を義務付ける等、領収書の確認を行うべきである。

保育サービス課から、区では家庭福祉員へ貸与する備品について、平成 14 年度より大田区財務会計へ登録して所在を把握していると報告を受けた。しかし、定期的な棚卸しは、現在行われていない。平成 14 年度からの管理であるため件数も少ないが、備品台帳一覧をもって巡回員に確認をさせるなどの定期的な実物の確認が望まれる。

基本的に保育が密室で行われることから保育の質等は測りづらい性質がある。巡回員によるチェックも行われているが、昨今家庭福祉員の虐待も報道されたことから、補助事業評価の一手法として保護者による家庭福祉員の評判聴取なども検討されたい。



整理番号 NO41

部 こども育成部

課 保育サービス課

事業名 認証保育所運営費補助金

費目 福祉費 児童福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 平成 13 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
運営費	大田区内に住所を有する児童で認証保育所に入所している児童が入所している認証保育所に対して、要綱別表 1 に定める基準額の合計額
開設準備経費	大田区の区域内の認証保育所に対して、保育にかかる改修経費の 2 分の 1 と要綱別表 1 に定める基準額 (30,000 千円を限度とする) とを比較していずれか少ない額

交付先名称 株式会社 M

交付件数 運営費 11 件および管外認証保育所  
開設準備経費 1 件

補助の目的

認証保育所の事業を円滑に実施することで児童福祉の向上と子育て支援の促進を図る

予算・実績 (平成 15 年度から平成 17 年度)

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	315,346	406,155	641,765
予算現額	391,405	416,110	
実績	341,550	416,110	

負担割合 (国：都：区) 0：50：50

交付要綱名称

大田区認証保育所補助要綱

### 見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

### 【監査の結果】

特になし

### 【意見】

工事業者の選定方法あるいは発注に関する相場比較等の何らかの基準を設け、適切な発注金額となるように指導することが望ましい。